

令和8年度琴の浦高等特別支援学校修学旅行仕様書

次の事項及び旅程表等添付書類を熟読の上、入札（見積）してください。

記

1 ねらい

- ・現地の様子や資料に触れることにより、平和についての学習を深め、平和に対する意識を高める。
- ・体験や見学を通して働くことの意義について考え、将来、働く人としての自覚を育む。
- ・公共の場での集団行動を通して、決まりやマナーを守ろうとする態度や協調性を養う。
- ・違う地域の自然や文化等を体験し見聞を広めるとともに、社会人としての資質を養う。

2 旅程日程 第1候補 令和8年10月28日（水）～令和8年10月30日（金）2泊3日 第2候補 令和8年10月21日（水）～令和8年10月23日（金）2泊3日

3 旅行先 大阪・兵庫方面

4 交通機関 貸し切りバス

5 参加予定人数 生徒 37名：男子21名、女子16名 教職員 13名：（男女比は未定） 合計 50名

6 旅行費用 1人当たり 60,000円程度

7 旅行内容の条件

（1）出発地は、学校とする。

出発時間は午前8時以降とし、到着時間は午後6時30分までとする。

（2）行程は次の内容を全て取り入れたものであること。また、旅行のねらいに適当な内容であれば見学先等を加えてもよい。

ア 施設の見学等を含めた平和学習

イ 工場見学等働く意義について考えることができる体験や見学

ウ 地域性を体感できる半日の班別自由行動（各自見学、買い物等）

ウ テーマパーク等におけるグループ行動（見学、買い物）

（3）行程は、効率的で余裕を持った内容とすること。

8 宿泊施設の条件

（1）安全・衛生・環境が十分配慮され、良好であり、総務省消防庁が定める防火基準適合表示制度に適合している宿泊施設であること。なお、近くに緊急時に利用できる医療機関があることが望ましい。

（2）生徒及び教職員は同一の宿泊施設とし、他校との同宿はできるだけ避けること。

（3）生徒は2人以上一部屋とすること（和室又は洋室で統一し、同程度の規格の部屋を人数分用意できること。）。また、生徒の動向について、教職員が確認しやすいよう配慮できること。

（4）旅行中の安全と健康に配慮し、疲労回復等のため、十分な広さを確保すること。また、全員が同時に集合できる部屋（スペース）があること。

（5）朝食会場は、生徒全員が同一会場であることが望ましい。

（6）部屋から、外線電話ができないようにできること。

（7）旅館賠償責任保険に加入していること。

（8）浴場は、入浴に時間がかかるないこと。

（9）食事は1泊2食（朝・夕）付きで献立バランス、調理方法、衛生面の配慮がなされ、変化に富んだものであること。なお、食物アレルギー（イカ、タコ、カニ、エビ）を有する生徒があ

り基本的には本人が除去するが、メイン食材となる場合は代替食等対応できること。ただし、イカ、タコ、カニ、エビのエキスについては対応不要である。また、服薬の関係でグレープフルーツを摂取できない生徒があるため、代替食等対応できること。加えて、アレルギー反応を起こす場合がある食材（ゴマ、鶏肉、ピーナツ、バナナ）のある生徒もいるため、使用食材の一覧を示すこと。

（10）タバコ、酒類の自動販売機、ゲーム機その他娯楽設備については、生徒指導面で適切な措置がとれること。

9 食事について

（1）朝食2回、昼食3回、夕食2回は受注者において手配すること。
（2）上記（1）のうちテーマパーク内の食事はミールクーポンとしてもよい。
（3）食物アレルギー（イカ、タコ、カニ、エビ）を有する生徒があり基本的には本人が除去するが、メイン食材となる場合は代替食等対応できること。ただし、イカ、タコ、カニ、エビのエキスについては対応不要である。また、服薬の関係でグレープフルーツを摂取できない生徒があるため、代替食等対応できること。加えて、アレルギー反応を起こす場合がある食材（ゴマ、鶏肉、ピーナツ、バナナ）のある生徒もいるため、使用食材の一覧を示すこと。

10 安全・事故対策等について

（1）旅行者は、国内旅行傷害・物損保険に加入すること。補償内容は次の条件以上とすること。
・死亡1千万円、入院1万円、個人賠償5千万円
（2）事故防止及び安全対策、連絡体制が確立されていること。なお、説明資料は事前に書面で提出すること。
（3）貸し切りバスは、営業登録を受けているバスを使用すること。
（4）添乗員は、旅行実施前に名簿を提出すること（旅行管理業務を行う主任者証、資格取得者証を提示すること）。

11 生徒に係る旅行代金について

（1）生徒に係る旅行代金は、生徒保護者から直接受注者が代金を集金すること。なお、集金方法については、一括前納・定額積立・旅行後一括納入等いずれかの方法によることができ、できる限り複数の方法が選択できることが望ましい。
（2）旅行代金の集金は、契約後速やかに開始するものとし、定額積立については一回（一月）の集金額ができるだけ小額になるよう配慮すること。
（3）集金が滞っている場合は、速やかにその状況を学校に報告すること。
（4）旅行実施後速やかに精算を行い、精算書（生徒分総括、個別精算書）を学校へ提出すること。
（5）精算後旅行代金の過不足が生じた場合は、速やかに精算処理を行うこと。

12 対象生徒について

（1）知的障がいのある生徒である。移動、食事等日常生活動作において特に介助は要しない。
（2）全生徒が公共交通機関等を使って自力で登校している。
（3）概ね指示の理解ができ、社会生活に必要なルール、マナーに関する意識を持っている。

13 その他遵守事項

（1）添乗員は最低1名とし、現場での対応を行うこと。バスガイドは必要としないが、平和学習についてはガイドを付けること。
（2）見積書は、令和8年4月1日現在の料金を予定し作成すること。なお、変更が見込まれる場合は、その旨を表示すること。また、有料道路使用料等は予定額とすること。
（3）国内旅行傷害保険代については、見積金額に含めるものとする。
（4）見積書提出時に、提案書（旅行行程表等）を提出すること。なお、提案書には次の項目についてできる限り具体的な内容を提示すること。
ア 宿泊施設名、食事献立（宿泊施設のパンフレット等）
イ 体験等の内容、実績（基本的なやさしい内容が望ましい。）及び施設概要等
ウ 使用する貸し切りバスについては、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガ

- イドライン（国土交通省作成）」に沿って選定されていること。
 - エ 旅行代金の集金について、その方法及び開始予定時期等を示すこと。
 - オ その他、提案内容で特徴的な項目があれば説明すること。
- (5) 見積書金額は、生徒及び教職員別に1人当たりの費用とし、経費内訳、消費税額を記載すること。
- (6) 必要に応じて資料の提出及びヒアリングに応じること。

1.4 添付書類 修学旅行の取扱に関する契約書（案）